

令和6年1月26日実施

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題

正解数	問
	／30問

事業者名	:	_____
受験者名	:	_____

【○×問題】

以下の各設問のうち、正しいものは「○」を、正しくないものは「×」を別紙の解答欄に記入してください。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、10年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
2. 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送をすることができる。
3. 一般旅客自動車運送事業者は、やむを得ない理由のある場合は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてもよい。
4. 一般旅客自動車運送事業者は、正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないときは、国土交通大臣から1年以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがある。
5. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃及び料金の実施予定日の30日前までに運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。

6. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。
7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由のある場合はこの限りでない。
8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。
9. 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員については注視して事業用自動車に乗務させる必要がある。
10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行が終了した翌日から運行指示書を保管する必要はない。
11. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。
12. 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であって国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
13. 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあつては二年とする。（ただし、検査対象軽自動車は除く）

【三択問題】

以下の各設問の（ ）内に入る正しい語句を [] 内から選択し、別紙の解答欄に該当するアルファベットを記入してください。

14. 道路運送法の目的は、道路運送の（ ）の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することである。
[A. 利用者 B. 事業者 C. 申請者]

15. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の（ ）をしてはならない。

[A. 割引 B. 払戻し C. 割戻し]

16. 一般旅客自動車運送事業者は、（ ）により、旅客の運送をしなければならない。

[A. 車両に乗り込んだ順序 B. 運賃等を支払った順序 C. 運送の申込みを受けた順序]

17. 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地（ ）その営業区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。

[A. のいずれもが B. のどちらかが C. に関係なく]

18. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の（ ）を受けなければ、その効力を生じない。

[A. 許可 B. 認可 C. 承認]

19. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している（ ）、適切な処置をしなければならない。

[A. 事業者のために B. 旅客のために C. 乗務員のために]

20. 旅客自動車運送事業者は、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の（ ）に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。

[A. 乗務員 B. 旅客 C. 車両]

21. 旅客自動車運送事業者は、（ ）状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

[A. 運転が可能な B. 集中力が欠落した C. 酒気を帯びた]

22. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、（ ）に運行指示書を作成しなければならない。

[A. 運転者ごと B. 車両ごと C. 運行ごと]

23. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなつた場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを（ ）保存しなければならない。

[A. 一年間 B. 三年間 C. 五年間]

24. 旅客自動車運送事業者は、（ ）以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。

[A. 六十歳 B. 六十五歳 C. 七十歳]

25. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、()の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。

[A. 運行管理者 B. 整備管理者 C. 従業員]

26. 自動車の()は、当該自動車が道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。

[A. 運転手 B. 所有者 C. 使用者]

27. 自動車運送事業の用に供する自動車は()ごとに定期点検整備をしなければならない。

[A. 三ヶ月 B. 六ヶ月 C. 一年]

28. 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、()以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

[A. 十五日 B. 三十日 C. 六十日]

【数字記入問題】

以下の各設問の()にあてはまる数字を別紙の解答欄に記入してください。

29. 一般旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)はその事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その()日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、原則として営業所ごとに最低()名以上の運行管理者を選任しなければならない。

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題（解答）

- 1.（運送法8条）一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。（×）
- 2.（運送法21条）一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して乗合旅客の運送をすることができる。（○）
- 3.（運送法33条）一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。（×）
- 4.（運送法40条）一般旅客自動車運送事業者は、正当な理由がないのに許可又は認可を受けた事項を実施しないときは、国土交通大臣から6ヶ月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命ぜられることがある。（×）
- 5.（運送法施行規則10条の2）一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃及び料金の実施予定日の30日前までに運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。（○）
- 6.（運輸規則3条）旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。（○）
- 7.（運輸規則15条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由のある場合はこの限りでない。（○）
- 8.（運輸規則16条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。（○）
- 9.（運輸規則21条5項）旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。（×）
- 10.（運輸規則28条の2第2項）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行指示書を運行

の終了の日から一年間保存しなければならない。(×)

- 1 1. (運輸規則 4 7 条) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(×)
- 1 2. (運輸規則 4 7 条の 7) 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であって国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。(○)
- 1 3. (車両法第 6 1 条 1 項) 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあっては一年とする。(ただし、検査対象軽自動車は除く)
(×)
- 1 4. (運送法 1 条) 道路運送法の目的は、道路運送の(A:利用者)の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することである。
- 1 5. (運送法 1 0 条) 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の(C:割戻し)をしてはならない。
- 1 6. (運送法 1 4 条) 一般旅客自動車運送事業者は、(C:運送の申込みを受けた順序)により、旅客の運送をしなければならない。
- 1 7. (運送法 2 0 条) 一般旅客自動車運送事業者は、発地及び着地(A:のいずれもが)その営業区域外に存する旅客の運送(路線を定めて行うものを除く。)をしてはならない。
- 1 8. (運送法 3 6 条 1 項) 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の(B:認可)を受けなければ、その効力を生じない。
- 1 9. (運輸規則 1 8 条) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している(B:旅客のために)、適切な処置をしなければならない。
- 2 0. (運輸規則 2 0 条) 旅客自動車運送事業者は、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の(A:乗務員)に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。
- 2 1. (運輸規則 2 1 条 4 項) 旅客自動車運送事業者は、(C:酒気を帯びた)状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

22. (運輸規則28条の2) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、(C:運行ごと)に運行指示書を作成しなければならない。
23. (運輸規則37条2項) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなつた場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを(B:三年間)保存しなければならない。
24. (運輸規則38条2項3号) 旅客自動車運送事業者は、(B:六十五歳)以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。
25. (運輸規則45条) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、(B:整備管理者)の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。
26. (車両法47条の2) 自動車の(C:使用者)は、当該自動車道路運送車両法の規定に基づく保安基準に適合するように必要な整備をしなければならない。
27. (車両法48条) 自動車運送事業の用に供する自動車は(A:三ヶ月)ごとに定期点検整備をしなければならない。
28. (事故報告規則3条) 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があつた場合には、(B:三十日)以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
29. (運送法38条) 一般旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)はその事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その(30)日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
30. (運輸規則47条の9) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、原則として営業所ごとに最低(2)名以上の運行管理者を選任しなければならない。